

Flexible Work Arrangements の導入と企業の対応について

June 17, 2024

One Asia Lawyers Group Singapore office

弁護士（シンガポール法） Vitoria Wah

弁護士（日本法・シンガポール法） 栗田 哲郎

1. はじめに

2024年12月1日にシンガポール労働省（Ministry of Manpower: MOM）が「Tripartite Guidelines on Flexible Work Arrangement Requests」（「三者構成ガイドライン」）の導入を採択したことにより、Flexible Work Arrangement（柔軟な勤務形態）は新たな基準となります。



三者構成ガイドラインは、すべての企業が職場で実施すべき優れた雇用慣行を定めた強制力のあるガイドラインであり、柔軟な勤務形態の効果的かつ持続可能な提供と活用を促進することを目的としています。

三者構成ガイドラインはシンガポールの雇用法を補完するものであり、MOMはガイドラインに違反した企業に対して措置を講じることが可能となります。

2. 三者構成ガイドラインの概要

三者構成ガイドラインは、従業員からの柔軟な勤務形態への需要の高まりと、そうした勤務形態が企業の長期的な持続可能性（例：人材の獲得と維持）にもたらすメリットに対応するために制定されました。

柔軟な勤務形態とは、雇用主および従業員が標準的な勤務形態から変更することに合意するものです。柔軟な勤務形態は以下の形態を含みます。

- (a) 柔軟な勤務場所（flexi-place arrangements）：従業員が通常の勤務地（オフィス）などとは違う場所から柔軟に勤務すること（例：在宅勤務）。
- (b) 柔軟な勤務時間（flexi-time arrangements）：従業員が総労働時間および業務量を変更することなく、異なるタイミングで柔軟に勤務すること（例：フレックスタイム制、時差勤務、フレックスシフト、圧縮勤務など）。
- (c) フレキロード（flexi-load）：従業員が業務量を変更しながら、それに見合った報酬で柔軟に勤務をすること（例：ジョブシェアリング、パートタイム）。

3. 最後に

労働力における就労介護者の割合が増加していること、また、パンデミック以降、就労形態や職場がどのように構成されるべきかに対する期待が進化していることを考慮すると、求職者や従業員の間で柔軟な就労形態に対する需要が増加しており、その結果、三者構成ガイドラインの重要性がさらに高まっています。

弊所は、今回の三者構成ガイドラインのアップデートに伴い、2024年8月6日（火）に「**シンガポール・Flexible Work Arrangement（FWA）導入と日本企業の対応方針セミナー**」を開催いたします。

詳細は、別途セミナー情報をご覧ください。

本記事は、*One Asia Lawyers Singapore* のシンガポール事務所：Focus Law Asia LLC が作成したものであり、法的アドバイスを提供するものではありません。一般的な情報を提供することのみを目的としています。具体的なお問い合わせは、当事務所の弁護士までご連絡ください。

◆ One Asia Lawyers ◆

「One Asia Lawyers Group は、アジア全域に展開する日本のクライアントにシームレスで包括的なリーガルアドバイスを提供するために設立された、独立した法律事務所のネットワークです。One Asia Lawyers Group は、日本・ASEAN・南アジア・オセアニア各国にメンバーファームを有し、各国の法律のスペシャリストで構成され、これら各地域に根差したプラクティカルで、シームレスなリーガルサービスを提供しております。

この記事に関するお問い合わせは、ホームページ <https://oneasia.legal> または info@oneasia.legal までお願いします。

なお、本ニュースレターは、一般的な情報を提供することを目的としたものであり、当グループ・メンバーファームの法的アドバイスを構成するものではなく、また見解に亘る部分は執筆者の個人的見解であり当グループ・メンバーファームの見解ではございません。一般的情報としての性質上、法令の条文や出典の引用を意図的に省略している場合があります。個別具体的事案に係る問題については、必ず各メンバーファーム・弁護士にご相談ください。

<著者>



栗田 哲郎

One Asia Lawyers Group 代表

シンガポール (FPE) ・日本・USA/NY 州法弁護士

日本の大手法律事務所に勤務後、シンガポールの大手法律事務所にパートナー弁護士として勤務。その後、国際法律事務所アジアフォーカスチームのヘッドを務め、2016年7月 One Asia Lawyers Group を創立。シンガポールを中心にクロスボーダーのアジア法務全般（M&A、国際商事仲裁等の紛争解決等）のアドバイスを提供している。2014年、日本法弁護士として初めてシンガポール司法試験に合格し、シンガポール法のアドバイスも提供している。

tetsuo.kurita@oneasia.legal

+65 8183 5114



Victoria Wah

One Asia Lawyers Group

シンガポール法弁護士

エクセター大学で法学部を優等学位で卒業し、「企業の社会的責任と私」というモジュールでコホート内2位の成績を収める。

シンガポールの弁護士資格を取得し、シンガポール法弁護士として業務を行う。シンガポール最大の電気通信コングロマリット企業のインハウス弁護士としてのキャリアをスタートさせ、グループネットワーク調達契約の交渉、起草、レビューを担当した。

また、ベンチャーキャピタルおよび M&A 案件を含め、企業法、商法、雇用法、および情報保護関連業務等を担当している。

victoria.wah@oneasia.legal